

請 願 第 8 号	平成28年8月31日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	部長会議会議録を従来の全文筆記形式に戻し、録音と録音データの保管を求める件
紹 介 議 員	三 田 登 議員
請 願 要 旨	<p>市民の知る権利を保障し、市政の民主的運営、透明化を実現する上で、正確な情報公開が不可欠であることは改めて指摘するまでもありません。ところが、八千代市において、市民が開示請求した定例部長会（2014年10月1日）の会議録が市長の指示で9ページから4ページに大幅に削減・改ざんされるという前代未聞の不祥事が起きました。</p> <p>市民から異議申し立てを受けた情報公開審査会は昨年9月、「市長主導による組織ぐるみの違法行為」があったと認定し、「市民本位の開かれた行政に欠かさない情報公開制度の根幹を揺るがしかねない」と異例の意見書を市長に提出しました。議会も行政にかかわる重大問題として真相解明のための特別委員会（百条委員会）を立ち上げ、これまでに14回の委員会を開催して、関係資料の精査、市長及び関係職員に対する証人喚問や参考人招致を行ってきました。百条委員会の3月議会での中間報告は情報公開審査会と同じ事実認識に至ったと述べています。</p> <p>定例部長会は庁議の中でも最高の意思決定機関であり、その会議録は重要な市の政策がどのような経緯のもとに決定されたかを知る上で、極めて重要であります。</p> <p>6月議会の一般質問で要望が出されたこともあり、6月以降の部長会の会議録は情報公開室に備え付けられ、常時閲覧ができるようになりました。形の上では一歩前進ですが、問題は会議録の中身です。部長会の会議録は昨年4月から「会議の記録」と名称が変更され、内容は「全文筆記」から「要点整理」に変わりました。議題とその説明が主でメンバーの質疑応答や意見はほとんどカットされて平均3ページに短縮されています。</p> <p>これでは政策決定の経緯が検証できず、常時閲覧の意味がありません。市民の知る権利も行政の透明性も確保されておらず、情報公開制度は実質的に「後退」「改悪」というべき現状です。</p> <p>会議録の作成については、庁議規則第7条は「会議の経過及び結果を記載</p>

し、保存しなければならない」と定め、国の「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）でも「経緯を含めた意思決定に至る過程が検証できるよう」に「発言者及び発言内容」を記載するよう各省庁に求めています。

また、会議録を正確に作成するためには録音が必要であり、会議録の改ざん防止策としても有効であると考えます。以上の理由から次の2項目をお願いいたします。

記

1. 部長会会議録は従来 of 全文筆記とし、市民が閲覧にて内容を把握できるようにすること。
2. 会議録の正確性を担保するため録音し、保管すること。